

# 森のソムリエ用無料貸出備品利用要領

策定日：2022年3月23日

## 第1 目的

本市の森林で利用者の案内・体験活動などを支援する指導的人材である森のソムリエとして、森林文化都市研究会（事務局：鶴岡市市民部環境課（以下、「環境課」という。））に登録している方に対して、備品を無料で貸出し、自然体験プログラムなどイベントを企画・実施してもらうことで、市民に自然内で過ごす楽しさを知る機会を創出、拡大することを目的に本利用要領を定める。

## 第2 無料貸出しする備品

【森のソムリエ用無料貸出備品一覧】に記載している備品（以下、「備品」という。）とする。

## 第3 利用条件

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 無料貸出対象      | イベント等を企画・実施する森のソムリエ（以下、「利用者」という。）で目的に賛同できる方                           |
| (2) 使用料         | 無料  |
| (3) 利用期間        | 備品の借受日・返却日を含め14日以内  |
| (4) 備品借受・返却場所   | 鶴岡市馬場町9-25または環境課が指定する場所   |
| (5) 備品借受・返却受付時間 | 平日9:00～17:00または環境課が指定する時間   |
| (6) 注意義務        | 利用者は、利用期間中、備品及び各種付属品を紛失・毀損しないように注意して取り扱う。                             |
| (7) 実績報告        | 利用者は、環境課に対して、備品を使用した活動の実績報告を行うこと、また備品を使用した活動を鶴岡市HPなどによって紹介されることに承諾する。 |

## 第4 備品の無料貸出手続き

- (1) 利用者は、【利用申請書】に必要事項を明記して、環境課に提出する。
- (2) 環境課は、提出された【利用申請書】の内容を確認して、貸出しできる備品の数量など利用者に対して伝える。
- (3) 環境課は、備品借受場所で無料貸出する備品を利用者に貸出しする。このとき利用者は【受領書】に必要事項を明記して環境課に提出する。
- (4) 利用者は、自然体験プログラムなどイベントで備品を使用する。イベント時における事故や

傷害について森林文化都市研究会及び環境課では一切補償しかねるため、利用者は十分に安全対策を実施するとともに、イベント賠償責任保険などへの加入を検討すること。

- (5) 利用者は、備品返却場所に無料貸出しを受けた備品を汚れ等取ってから返却するとともに、実施したイベントの【実績報告書】を環境課に提出する。

## 第5 禁止事項

無料貸出しする備品は環境課が所有しているものであり、法律等によって保護されている。無料貸出しする備品の一部又は全部を改造、譲渡、転貸、占有等することを禁止する。

## 第6 委任

備品無料貸出しに必要な事項は、本利用要領に定めるもののほか、環境課が定めることとする。

## 第7 その他

本利用要領に反する利用を行った場合や環境課の指示に従わなかった場合、以後一切の利用を受け付けない。

本利用要領は、今後必要に応じて利用者の許可なく改訂する可能性があるため、申請の際は鶴岡市ホームページに掲載するので適宜確認すること。

その他不明点がある場合は、環境課まで問い合わせること。